

(仮称) 第 3 期岩倉市子ども・子育て支援事業計画及び
岩倉市子ども行動計画案

令和 6 年 10 月 25 日

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	2
4 計画の期間	3
5 S D G s の推進	3

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	4
2 基本目標	6
3 施策の体系	8

第3章 施策の内容

基本目標1 権利の主体である子ども	9
基本目標2 安定した環境で健康に育つ子ども	12
基本目標3 社会や地域で安心して育つ子ども	18
基本目標4 将来に希望を持つ子ども	21

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保 (子ども・子育て支援事業計画に関する事項)

1 人口推計	22
2 教育・保育提供区域の設定	23
3 教育・保育の量の見込みと確保方策	24
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策	27
5 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進に関する体制確保	45
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	46

第5章 計画の推進にあたって

資料編

1 岩倉市の現状	
2 岩倉市子ども条例	
3 岩倉市子ども・子育て会議条例	
4 岩倉市子ども・子育て会議委員名簿	
5 策定の経緯	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

国では平成6年度に、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に批准しました。

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育つ環境をつくるため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成24年8月には「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子どもの子育て支援の充実」を目指す子ども・子育て支援法等が成立しました。さらに令和元年10月には子ども・子育て支援法の一部改正により、幼児教育・保育の無償化等を含む子育てを行う家庭の経済的負担を軽減する取組も進めています。

近年では、『すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進すること』を目的とした「こども基本法」が令和5年4月に施行され、同年12月にこども基本法に基づくこども大綱が策定されました。さらには、令和6年6月に、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・子育て支援法が改正されました。

本市においては、平成20年度に、子どもの権利条約に基づき、子どもの権利を大切に、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりをめざして「岩倉市子ども条例」を制定し、平成24年度に「岩倉市子ども行動計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）」を策定しました。平成29年度には「岩倉市子ども行動計画（計画期間：平成30年度～平成34年度）※」を策定し、子どもの権利を保障し、子どもが自分らしく生き生きと過ごすことができる環境づくりを進めてきました。

子ども・子育て支援では、平成23年度に、岩倉型の幼保連携の実現に取り組む「就学前児童の幼稚園と保育園のあり方基本方針」、平成26年度に、幼児期の教育・保育体制や子ども・子育て支援事業を計画的に確保する「岩倉市子ども・子育て支援事業計画」、平成27年度に、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施をめざした「岩倉市放課後子ども総合プラン基本方針」を策定しました。令和元年度には、岩倉市子ども・子育て支援事業計画の2期目の計画である「第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

近年では、令和6年2月に、こども家庭庁が唱える「こどもまんなか社会」の実現の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」となり、さまざまな子育て支援施策を展開していくことで、次代を担うこどもたちの未来を応援していくことを宣言しています。

本計画は、幼児期の教育・保育体制や子育て支援事業についてのアンケート調査や子どもの権利についてのアンケート調査の結果、第2期子ども・子育て支援事業計画及び子ども行動計画の評価等をもとに、国におけるこども大綱も一部踏まえて、子ども行動計画と第3期子ども・子育て支援事業計画を一体の計画として策定したものです。

※その後、令和6年度まで計画期間を延長

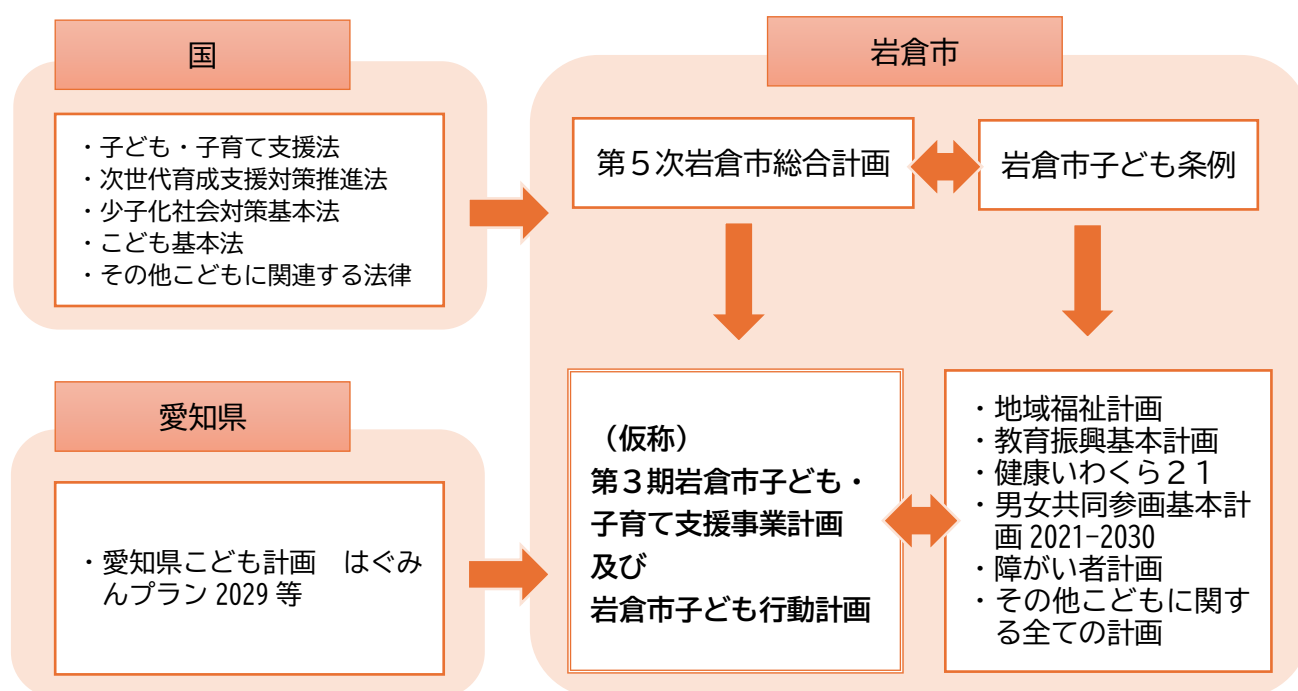
2 計画の位置づけ

本計画は、岩倉市子ども条例第 19 条に基づく行動計画と、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画を一体のものとして策定するものです。

さらに、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画及び少子化社会対策基本法第 7 条第 1 項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策を含みます。

また、子どもに関する様々な分野の取組を横断的に進めていくために、本市の上位計画である「第 5 次岩倉市総合計画」をはじめ、関連計画との整合を図ります。

図表 計画の位置づけ



3 計画の対象

岩倉市子ども条例及び子ども・子育て支援法では、子どもを 18 歳未満の者としています。

本計画は、主に、妊産婦と 0 歳から 18 歳未満までの子ども及びその家庭を対象とします。ただし、施策によっては 18 歳以上を対象として含みます。

4 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。
 なお、社会情勢の変化に対応し、必要に応じて随時見直しを行います。

令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度
(仮称) 第3期子ども・子育て支援事業 計画及び子ども行動計画									
					次期計画				

5 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択されました。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。すべての人が、それぞれの立場から目標達成のために行動することが求められており、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

本計画の施策を実行することは、SDGsの達成にもつながります。SDGsの17のゴールのうち、「目標1：貧困をなくそう」、「目標2：飢餓をゼロに」、「目標3：すべての人に健康と福祉を」、「目標4：質の高い教育を」、「目標5：ジェンダー平等を実現しよう」、「目標8：働きがいも経済成長も」、「目標10：人や国の不平等をなくそう」、「目標11：住み続けられるまちづくりを」、「目標16：平和と公正をすべての人に」、「目標17：パートナーシップで目標を達成しよう」については、本計画と非常に密接にかかわっています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

だれもが大切にされる 子ども未来応援のまち いわくら

案①

(想い)

子ども一人ひとりの存在そのものが尊く、年齢や性別、国籍なども関係なく、とても大切であるという想いを込めた言葉です。子どもを対象としたアンケート調査では、子どもの意見や考えを尊重することを求める声や、他者（兄弟姉妹含む）と比較することなく向き合ってほしいという声もあり、子ども自身も自分が「ひとりの存在」として見てもらうことを望んでいます。

また、子どもが自身の将来に希望が持てるように、マルチパートナーシップによって支援していくことの大切さを「応援」という言葉に込めました。「マルチパートナーシップ」とは、市民・NPO・地域・行政などのさまざまなセクターが互いに協働し、地域社会づくりを目指していくことをいいます。岩倉市でも、親や大人、地域社会、行政が協力しながら、子どもが安心して育つまちをつくっていくことの大切さをこの案では、特に示しています。

子どもどまんなか だれもが尊在感に満ちた 子ども未来応援のまち いわくら

案②

(想い)

こども政策の基本理念でもある「子どもどまんなか」というキーワードを採用しました。子どもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するために、子どもの周りにいる親や大人、地域社会、行政が協力することが大切だと伝える言葉を選びました。

また、造語である「尊在感」は、自分はもとより他者が「尊い」存在であると子どもたちが認識すること、そう感じることを表しています。第4次総合計画の基本理念として使用した「役立ち感」にも通じる考え方であり、さらにはその進化系として第5次総合計画の基本理念で掲げた「居場所」にも相通じる言葉・考え方です。

子どもを対象としたアンケート調査では、自分の行動を制限されることなく、意見や気持ちを尊重してほしいという声が多くありました。「子どもどまんなか」や「尊在感」という言葉に、そうした子どもの想いを含んでいます。

子どもがのびのび育つ 個性がきらりと輝く 一人ひとりを大切にするまち いわくら

案③

(想い)

子どもが自分の好きなことや興味のあることを、置かれた境遇に関係なく、自由に経験できる環境でのびのびと育ち、個性が否定されることなく過ごすことができるという想いを込めました。子どもを対象としたアンケート調査では、自分が安心して過ごせる居場所を求める声や、遊びや地域活動での経験を求める声なども多くあり、そうした子どもたちの想いも「のびのび」という言葉で表現しています。

また、案①②と同様に、家庭や大人、地域社会、行政が子ども一人ひとりを大切にするまちであることを表現しています。

『すべての子どもは、未来の社会をつくっていく、かけがえのない宝です。子どもは、一人の人間として尊重され、どのような差別や暴力も受けることなく、健康に育ち生きていくために、ふるさとのシンボルとして愛され続けている五条川と、その桜のように、すべての大人から愛され、大切にされなくてははいけません。』と岩倉市子ども条例ではうたっています。

子どもは権利の主体であり、その存在そのものが尊く、とても大切です。子どもが子どもらしく、のびのびと、心身ともに健やかに育つために、その環境を整え、子どもの権利を守ることが大人には求められます。

本計画では、子ども一人ひとりが大切にされ、その個性を認め、伸ばし、本市の未来をつくっていただけるように、●●●●を基本理念に掲げ、計画の推進を図っていきます。

2 基本目標

基本理念の「●●●」を実現するために、以下の4つの基本目標を掲げ、施策の推進を図ります。

- 1 権利の主体である子ども
- 2 安定した環境で健康に育つ子ども
- 3 社会や地域で安心して育つ子ども
- 4 将来に希望を持つ子ども

1 権利の主体である子ども

「自分らしく生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を子どもの権利として、本市では、平成21年1月に岩倉市子ども条例を施行し、いかなるときも子どもの権利が保障されること、保護者、市、市民、学校、事業者が子どもの権利を守るための責務を持ち、取り組んでいくことをうたっています。

本計画においては、岩倉市子ども条例に基づき、子どもは権利の主体であり、子ども自身がそのことを理解し、保護者をはじめ社会全体で、子どもの権利を守る取組を推進します。

また、子どもの権利のうち「参加する権利」では、子どもが自分に関係することに主体的に参加するために、「自分の意見や考えを表明する機会が与えられること」、「表明された意見や考えが尊重されること」、「発達に応じて、活動の機会が用意され、意思決定に参加すること」、「必要な情報の提供や支援を受けられること」の4つを保障されています。このため、市や地域社会は、子どもが参画できる仕組みをつくることに努めていきます。

2 安定した環境で健康に育つ子ども

子どもには、子どもらしく育つための「育つ権利」と、安全で安心して生きていくための「守られる権利」があります。

父母その他の保護者（以下「保護者」という。）が子育てについての第一義的責任を有するということを基本的認識として、すべての子どもに対して、子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境を提供できるように、また、保護者が安心して子育てができるように、子どもとその家庭の支援を行っていきます。

特に、様々な困難を抱える子どもやその家庭に寄り添い、きめ細かな支援をしていきます。

3 社会や地域で安心して育つ子ども

岩倉市子ども条例では、「すべての子どもは、未来の社会をつくっていく、かけがえのない宝」であり、保護者だけでなく、市、市民、学校、事業者といった大人が子どもと直接向き合い、やさしいまちの実現に向けて進んでいくことが必要としています。

質の高い教育・保育や地域との連携による子育て支援サービスを提供し、子どもが様々なことに参加し、挑戦することができるよう支援していくことが、今後も引き続き求められます。

4 将来に希望を持つ子ども

本市では、少しずつ少子高齢化が進み、また、婚姻数も徐々に減ってきています。加えて、若年層の未婚率が増加しており、特に、女性の晩婚化が進んでいます。

若い世代の人が結婚して家庭を築き、子どもを生み、育てることに希望や夢を持てるように、子どものころから意識啓発を行うとともに、希望する人に対して出会いの機会等を創出します。

3 施策の体系

基本理念	基本目標 (目指す子どもの姿)	施策の方向	事業方針
未 定	1 権利の主体である子ども	(1) 子どもの権利を守る	① 子ども自身の子どもの権利の理解の推進 ② 保護者や社会全体での子どもの権利の理解の推進 ③ 子どもの権利を守る取組の推進
		(2) 子どもの意見表明・参加への支援	① 子どもの意見表明・参加の場づくりの推進 ② 地域の行事等における子どもの参加の支援
	2 安定した環境で健康に育つ子ども	(1) 妊産婦と子どもの健康への支援	① 母子保健の推進 ② 食育の推進
		(2) 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	① 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援
		(3) 経済的負担の軽減	① すべての子育て家庭を対象とする経済的負担の軽減
		(4) 仕事と子育ての両立支援	① 保育等子育てサービスの充実 ② 働き方改革などによる両立支援
		(5) 困難を抱える家庭への支援	① 不登校、引きこもり対策 ② 障がいや発達に遅れなどのある子どもと医療的ケア児の支援 ③ 外国にルーツをもつ子どもとその家庭の支援 ④ 児童虐待、不適切な養育環境等にある子どもとその家庭の支援 ⑤ 子どもの貧困対策 ⑥ ひとり親家庭支援 ⑦ 自殺対策
	3 社会や地域で安心して育つ子ども	(1) 質の高い教育・保育の提供	① 質の高い乳幼児期の教育・保育の提供 ② 地域との連携による子育て支援 ③ 質の高い学校教育の推進 ④ 学校における特別支援教育の推進
		(2) 子どもの居場所づくりと多様な交流と体験の支援	① 子どもの居場所づくり ② 多様な交流と体験の支援
		(3) 子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり	① 安全・安心な遊び場の確保 ② 防災対策 ③ 防犯対策・非行防止 ④ 交通安全
	4 将来に希望を持つ子ども	(1) 将来子どもを産み、育てたいと希望する子どもや若者に対する支援	① 将来の親となる世代に対する意識啓発 ② 将来子どもを産み、育てたいと希望する人への経済的な支援 ③ 出会いの場の創設

第3章 施策の内容

基本目標1 権利の主体である子ども

(1) 子どもの権利を守る

現状と課題

本市では、子どもたちが将来にわたって安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、平成21年1月1日に「岩倉市子ども条例」を施行しました。また、この条例を子どもたちに広く知ってもらうため、11月20日を「岩倉市子どもの権利の日」と定め、その日を含む1週間を「岩倉市子どもの権利を考える週間」とし、普及・啓発を進めています。

岩倉市子ども条例では、子どもの権利を「自分らしく生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」として、いかなるときもこの権利が保障されることをうたっています。

令和5年度に実施した子どもの権利についてのアンケート調査によると、小学生から高校生までの子ども自身の岩倉市子ども条例の認知度は43.9%、内容までの認知度は7.4%でした。また、保護者の条例の認知度は53.9%、内容までの認知度は4.3%でした。さらに、子ども自身が子どもの権利が満たされていると感じているのは半数で、半数は何らかの子どもの権利が侵害されていると感じています。

子ども自身をはじめ、保護者や社会全体で、岩倉市子ども条例についての理解を進め、子どもの権利を守るための取組を進めていくことが必要です。

さらに、子どもの権利が侵害された場合、関係機関と連携しながら、適切に子どもやその家族を支援することが求められています。

事業方針

① 子ども自身の子どもの権利の理解の推進

- 子ども自身が一人の人間として権利を有することを認識し、その多様な人格と個性が尊重され、その権利が保障されるように、子どもの権利や岩倉市子ども条例についての理解を深める学習を支援します。

② 保護者や社会全体での子どもの権利の理解の推進

- 岩倉市子ども条例の理解を進め、条例第8条から第12条までに掲げた保護者、市、市民、学校、事業者の責務と役割をそれぞれが自覚し、連携を深めることにより、子どもを見守る環境づくりを推進します。

③ 子どもの権利を守る取組の推進

- 11月20日の「岩倉市子ども権利の日」及びこの日を含む1週間の「岩倉市子どもの権利を考える週間」において、子どもの権利の普及啓発を行います。
- 身近な場所で気軽に相談ができるように、子どもの権利救済窓口の充実を図り、こども家庭センターを中心に一体的な支援を行います。
- 子どもの権利侵害の早期発見、早期対応に努め、被害に遭った子どもが速やかに救済されるよう、関係機関との連携を図り対応します。
- 子どもの権利救済委員会を定期的を開催し、子どもの権利について、情報交換や課題の検証を行います。

主な取組・事業	◆ 子ども条例啓発事業 ◆ 小中学校における人権教育の推進 ◆ 子どもと親の相談員、スクールソーシャルワーカー等設置事業 ◆ じどうかんないろそうだんしつ事業 ◆ いじめ問題対策連絡協議会の開催 ◆ 子どもの権利救済委員会の開催 など
---------	---

(2) 子どもの意見表明・参加への支援

現状と課題

子どもの権利のひとつに「参加する権利」があります。子どもは、自分に関係することについて主体的に参加するために、自分の意見や考えを表明する機会が与えられること、発達に応じて活動の機会が用意され、意思決定に参加することなどが保障されています。

アンケート調査では、「自分のことを自分で決めること」「考えや気持ちを自由に持ち、それを表明すること」が守られていない、満たされていないと感じている子どもが2割程度いました。

学校で実施している学校祭等の行事や、児童館で子どもの実行委員会を設けて実施している事業等の企画などでは、子どもの自主性を尊重し、子どもの意見を反映した取組が進められています。

子どもに関連する施策をはじめ、様々な場面で、子どもの意見をくみ取るための取組や配慮が必要です。

事業方針

① 子どもの意見表明・参加の場づくりの推進

- 子どもの意見表明・参加の場として、子どもが行事の企画やまちづくりに参画できる機会の拡大に努めます。
- 子どもの意見表明や参加の場において、子どもの声を聴き、子どもの想いを受け止め、子どもと大人の橋渡しの役割を担うユースワーカーを育成します。
- 子どもから出された意見がどのように活用されたのか、フィードバックに努めます。

② 地域の行事等における子どもの参加の支援

- 子ども会、ボランティア団体、地域団体等との協力や連携を図り、子どもが地域の行事等に主体的に参加できるよう支援します。

主な取組・事業	◆ 児童館、小中学校の行事の企画運営への参加機会の確保 ◆ 児童館意見箱事業 ◆ ユースワーカーの育成	など
---------	---	----

基本目標2 安定した環境で健康に育つ子ども

(1) 妊産婦と子どもの健康への支援

現状と課題

生涯にわたって心身ともに健康を維持していくためには、子どもの頃から、その発達段階に応じた食事や運動、生活習慣等の正しい知識と取組が必要です。

本市の乳幼児期の健康診査や予防接種は高い受診率を維持しており、引き続き取り組んでいく必要があります。一方で、健診などの未受診者には、電話や訪問などで受診を促し、見守りを続けていくなど、きめ細かな対応が必要です。

事業方針

① 母子保健の推進

- 子どもが生まれる前の妊娠期から幼児期までは、将来にわたる健康の基礎となるため、子どもの発達段階に応じたきめ細かな健康診査を実施します。
- 乳幼児期から健全な歯を保つために、歯科健康診査でフッ化物歯面塗布や歯科保健指導を実施します。
- 健康に関する正しい知識の普及のため、健康教育の充実を図ります。
- 子どもの発達や健康に関する相談支援を行い、保護者の不安解消や孤立を防ぎます。

② 食育の推進

- それぞれの年代向けの栄養教室や栄養相談などを通じて、誕生から成人期にわたり、基本的な栄養の知識の習得と生活習慣の定着を図ります。
- 学校給食での地元産野菜の活用を図る等、地産地消を促進します。
- 成長期の子どもたちに栄養バランスのとれた学校給食を提供します。

主な取組・事業	◆ 妊婦・産後健康診査 ◆ 妊婦・産婦電話相談支援 ◆ 学校における多彩な献立提供	など
---------	---	----

(2) 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

現状と課題

地域の中で安心して子育てができるように、すべての子育て家庭を対象として、子育て支援を推進します。

アンケート調査によると、未就学児のいる家庭の18.8%は身近に頼れる親族や知人がいないと回答しており、子育てに不安を感じる人が「よくある」と回答した人は15.7%、孤独感や孤立感を感じる人がよくある人は8.2%で、特に0歳児を持つ人の割合が高くなっています。

子育てで大変だと感じることは、「身体の疲れ」や「自分の自由な時間が持てない」といった意見が半数以上を占めており、保護者のニーズや気持ちに寄り添いながら支援をしていく必要があります。

事業方針

① 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

- 地域で安心して子育てができるように、子育て家庭を切れ目なく支援する子育て支援事業を実施します。
- 保護者同士が交流できる場や機会を充実します。
- 子育てに関する正しい知識を持てるよう講座の開催や情報提供を進めます。
- 子育てに関する不安を解消し、虐待防止につながるように、こども家庭センターを中心に、一体的な支援を行います。

主な取組・事業	◆ 保育所地域活動事業 ◆ 子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）	など
---------	---	----

(3) 経済的負担の軽減

現状と課題

子育て家庭を対象とするアンケート調査によると、子育てで大変だと感じることのひとつに「子育てによる出費がかさむ」ことがあげられています。保護者を対象に世帯の暮らし向きを尋ねたところ、「苦しい」と回答する世帯が24.4%を占めていました。

経済的な負担が、子どもを生み、育てることを妨げないような取組が必要です。

事業方針

① すべての子育て家庭を対象とする経済的負担の軽減

- すべての子ども立て家庭を対象に、妊婦支援給付金の支給や幼児教育の無償化等、出産や子育て、保育・教育に関する経済的な負担軽減を図ります。
- 風邪や発熱など、大人に比べて病気にかかりやすい子どもが治療を受けやすくするため、子どもの医療費の負担軽減を図ります。

主な取組・事業	◆ 妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金の支給） ◆ 子ども医療費支給事業	など
---------	--	----

(4) 仕事と子育ての両立支援

現状と課題

アンケート調査によると、未就学児のいる家庭の母親の就業状況について、フルタイムでの就労が46.0%となっており、平成30年調査と比較して13.1ポイント高くなっています。父親もフルタイムで就労をしている家庭がほとんどであり、子育て家庭における共働き世帯の増加が著しい状況です。

女性の社会進出やワークライフバランスの尊重が浸透されてきた社会のなかで、地域と連携した支援や職場での制度や理解をはじめ、保護者が仕事をしながら子育てができる環境づくりをしていくことが重要です。

事業方針

① 保育等子育てサービスの充実

- 多様化する就労形態や保護者のニーズに応じた保育サービスを充実し、仕事と家庭の両立を図ります。

② 働き方改革などによる両立支援

- 家庭における男性の育児への参画を支援します。
- 子育てをしながら働き続け、仕事と家庭の両立ができるよう企業等における働き方改革、ワークライフバランスの実現に向けて啓発を図ります。
- 社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図ります。

主な取組・事業	◆ 保育園送迎ステーション事業 ◆ 病児・病後児保育事業 ◆ 働き方改革の推進	など
---------	---	----

(5) 困難を抱える家庭への支援

現状と課題

子どもの権利のひとつに「育つ権利」があります。教育を受けたり、休んだり遊んだりすることができることが保障されており、学校生活や人との関わりにおいて困難を抱える子どもたちが、社会で生活を送っていくための学びや遊びができる取組が必要です。また、障がいを持つ子どもや、外国にルーツを持つ子どもにおいても、自分らしさを持ちながら、安心して過ごすための支援や環境整備が必要です。

子どもを取り巻く環境はさまざまで、困難を抱える子どもだけではなく、その家庭についても、権利を尊重しながら、適切な支援の提供を推進します。また、家庭の事情や経済状況において困難な状態にある子どもたちにおいても、子どもの権利が守られる支援・制度を推進する必要があります。

事業方針

① 不登校、引きこもり対策

- すべての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう適応指導を推進します。
- 子どもやその家庭の様々な悩みや不安に寄り添えるようスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家による相談体制の充実を図ります。

② 障がいや発達に遅れなどのある子どもと医療的ケア児の支援

- 障がいサービスの充実等切れ目ない支援を推進します。
- 障がいを早期発見し、早期に療育に取り組めるよう、健診の充実を図ります。
- 医療的ケア児等専門的な支援の充実を図ります。
- 支援が必要な子どもの一人ひとりの特性に応じた療育や特別支援教育の充実を図ります。
- 障がいの有無や個々の特性にかかわらず、すべての子どもたちが同じ環境で学びあい、互いの人格と個性を尊重し支えあい、多様な在り方を認めあえる共生社会を目指して、インクルーシブ教育の推進をします。
- 保健、医療、福祉、保育、教育、労働等の関係機関との連携による対応を推進します。
- 障がい児とその家庭の経済的負担の軽減を図ります。

③ 外国にルーツをもつ子どもとその家庭の支援

- 外国にルーツを持ち、日常や学校生活で言葉の不便を感じる子どもの日本語教育の実施を図ります。
- 外国にルーツをもつ家庭にも必要な情報が行き届くように、多言語に対応したアプリを使用して子育てに関する情報を発信します。

④ 児童虐待、不適切な養育環境等にある子どもとその家庭の支援

- こども家庭センターを中心に一体的な支援を行い、保護者の育児不安などの解消を図り、児童虐待の未然防止・早期発見に努めます。

- ヤングケアラーを発見し、必要な支援に取り組めます。

⑤ 子どもの貧困対策

- 世帯の状況に関わらず、子どもが望む進路を選択できるように教育支援を行います。
- 貧困の状況にある世帯の保護者の就労支援を行います。
- 貧困の状況にある世帯を対象に生活などの安定を図るため経済的な支援を行います。

⑥ ひとり親家庭支援

- ひとり親家庭の保護者の就労支援を行います。
- ひとり親家庭の生活の安定を図るため経済的な支援を行います。

⑦ 自殺対策

- 悩みを抱える子どもが相談できるよう相談支援の充実を図ります。
- ゲートキーパーを育成し、活用します。
- 悩みを抱える人を包括的な支援ができるように関係機関との連携を図ります。
- 心の病気の早期発見、早期治療を促進します。

主な取組・事業	◆ 適応指導推進事業 ◆ 医療的ケア児支援事業 ◆ あゆみの家児童発達支援事業 ◆ 小中学校における日本語教育 ◆ 養育支援訪問事業 ◆ 生活困窮者自立支援事業（学習支援事業・就労準備支援事業・食料支援事業） ◆ 児童扶養手当、愛知県遺児手当、岩倉市遺児手当の支給 ◆ 母子父子家庭医療費支給事業 ◆ 地域自殺対策事業 など
---------	--

基本目標3 社会や地域で安心して育つ子ども

(1) 質の高い教育・保育の提供

現状と課題

アンケート調査によると、平日に定期的に教育・保育の事業を利用している主な理由は、「子育てをしている者が現在就労している」が7割程度、「子どもの教育や発達のため」が6割程度となっています。

子どもの教育や発達の場合は、家庭内のみで完結するものではなく、教育・保育事業や学校現場でも求められており、子どもたちが安全安心に成長できる機会を提供する必要があります。地域との連携も図りながら、質の高い教育・保育の提供が求められています。

事業方針

① 質の高い乳幼児期の教育・保育の提供

- 保育内容や保育士の資質向上を図り、引き続き、質の高い保育を提供します。
- 民間の幼稚園や認定こども園との連携を図り、幼児期の教育を支援します。

② 地域との連携による子育て支援

- 地域、子育て支援を行うボランティア、団体等との連携による子育て支援を推進します。

③ 質の高い学校教育の推進

- きめ細かい対応を行い、子どもの確かな学力の定着を図る教育を推進します。
- 子どもたちが安全かつ快適に学べる学校施設の充実を図ります。
- 地域で学校教育・運営を支える取組を推進します。

④ 学校における特別支援教育の推進

- 支援を必要な子どもの一人ひとりの特性に応じた特別支援教育の推進を図ります。

主な取組・事業	◆ 公立保育園における異年齢保育の実施 ◆ 魅力ある学びづくり支援事業 ◆ コミュニティ・スクール事業 ◆ 通級指導事業	など
---------	---	----

(2) 子どもの居場所づくりと多様な交流と体験の支援

現状と課題

子どもには、安全安心に過ごすことのできる居場所が大切です。子どもが子どもらしく育つための「育つ権利」を尊重し、子どもに多様な学び、交流、体験などの機会を与えられるよう、子どもの声を受け止め、地域や関係機関と連携しながら、居場所づくりを推進していくことが必要です。

アンケート調査では、行きたい児童館・地域交流センターについて、「友達と遊んだり話したりできる場所がある」が6割程度と、子ども自身も交流できる場所を望んでいます。

事業方針

① 子どもの居場所づくり

- 小学生が発達段階に応じて放課後に主体的な遊びや生活の場が提供できるように放課後児童クラブの充実を図ります。
- すべての子どもが地域の協力を得ながら、安全で安心な環境で、多様な放課後の活動ができるよう放課後子ども教室を推進します。
- 子どもたちが休日に学校で活動できるよう学校開放を拡充します。
- 子どもの多様な体験活動の場、地域の子どもの交流の場、居場所として児童館の充実を図ります。
- 中高生が地域の中で安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

② 多様な交流と体験の支援

- 子どもの心身の健やかな成長を図れるよう多様な交流と体験機会の提供を行います。
- 地域住民との交流による子育て支援を促進します。

主な取組・事業	◆ 放課後児童健全育成事業 ◆ 中学生・高校生世代の居場所づくり ◆ 多世代交流	など
---------	--	----

(3) 子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり

現状と課題

子どもが事件や事故に巻き込まれない、安全安心な環境づくりが必要です。

また、子ども自身が防災や防犯などの知識を身に付け、自分の身を守る手段や方法を知ること大切です。

事業方針

① 安全・安心な遊び場の確保

- 地域での子どもの遊び場として、公園の整備を推進します。
- 未就学の子どもの安全な遊び場として子育て支援センターを充実します。

② 防災対策

- 子ども自身が火災や災害時に的確に対応できるように、啓発や防災訓練等を実施します。

③ 防犯対策・非行防止

- 防犯教室や消費者教育など犯罪の被害から子どもを守る取組を推進します。
- 啓発やパトロールなどを行い、非行防止を推進します。

④ 交通安全

- 交通安全教室などによる子どもの交通安全意識の啓発を行います。
- 登下校時の見守りやパトロール等交通事故から子どもを守る取組を推進します。

主な取組・事業	◆ 子育て支援センター事業《再掲》 ◆ 小学生に対する防火思想の普及啓発 ◆ 若年者への消費者教育 ◆ 青少年健全育成事業 ◆ 防犯灯・安全安心カメラ	など
---------	---	----

基本目標4 将来に希望を持つ子ども

(1) 将来子どもを産み、育てたいと希望する子どもや若者に対する支援

現状と課題

結婚し、子どもを産み、育てたいと希望する子供や若者に対して、親となることへの意識啓発や、経済的な支援が必要です。また、少子化の要因のひとつである未婚化・晩婚化に対する取組の一環として、出会いの場を提供していきます。

事業方針

① 将来の親となる世代に対する意識啓発

- 小中学校で、命の大切さや子育てについて学ぶ機会を設けます。

② 将来子どもを産み、育てたいと希望する人への経済的な支援

- 不妊治療を受ける人の経済的な支援を行います。

③ 出会いの場の創設

- 結婚を望む人に、出会いの場を提供します。

主な取組・事業	◆ 人権教育推進事業 ◆ 一般不妊治療費助成事業 ◆ 婚活セミナー・交流会等の開催	など
---------	---	----

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保 (子ども・子育て支援事業計画に関する事項)

「子ども・子育て支援法」では、第61条で市町村に「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けています。

本章では、今後5年間の計画期間における本市の幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を取りまとめ、本市の第3期子ども・子育て支援事業計画として位置づけます。

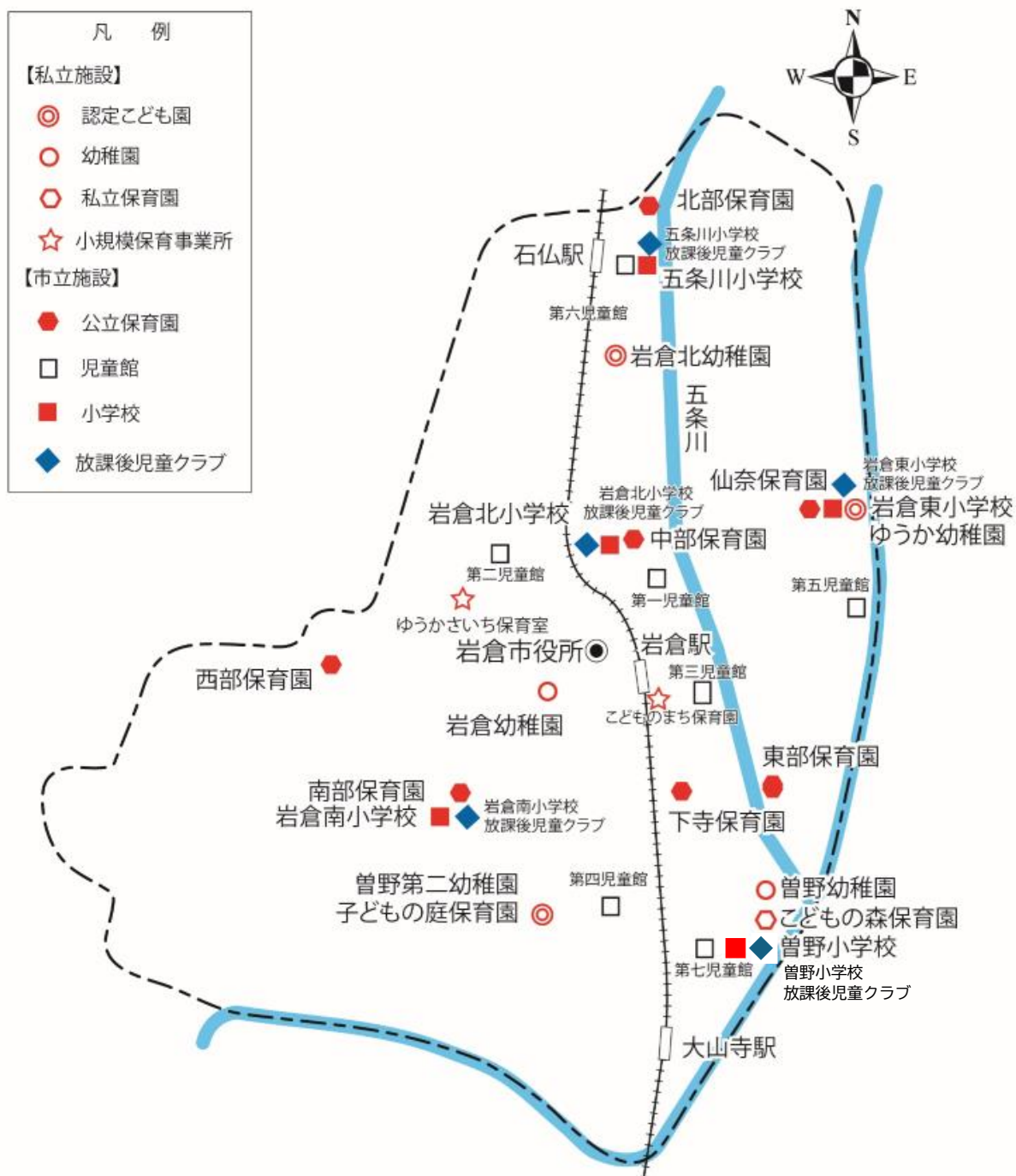
1 人口推計

量の見込みを算出するにあたり、過去の男女別、年齢別人口の動向を踏まえ、人口推計を行いました。

児童年齢	推計人口				
	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
0 歳児	405 人	407 人	406 人	405 人	405 人
1 歳児	355 人	383 人	385 人	384 人	383 人
2 歳児	369 人	340 人	366 人	368 人	367 人
3 歳児	348 人	355 人	327 人	352 人	354 人
4 歳児	339 人	341 人	348 人	320 人	345 人
5 歳児	351 人	334 人	336 人	343 人	315 人
0～5 歳合計	2,167 人	2,160 人	2,168 人	2,172 人	2,169 人
6 歳児 (小1)	355 人	348 人	331 人	333 人	340 人
7 歳児 (小2)	377 人	354 人	347 人	330 人	332 人
8 歳児 (小3)	408 人	373 人	350 人	343 人	326 人
9 歳児 (小4)	378 人	408 人	373 人	350 人	343 人
10 歳児 (小5)	392 人	377 人	407 人	372 人	349 人
11 歳児 (小6)	386 人	394 人	379 人	409 人	374 人
6～11 歳合計	2,296 人	2,254 人	2,187 人	2,137 人	2,064 人
12 歳	371 人	385 人	393 人	378 人	408 人
13 歳	400 人	371 人	385 人	393 人	378 人
14 歳	411 人	401 人	372 人	386 人	394 人
15 歳	376 人	411 人	401 人	372 人	386 人
16 歳	401 人	376 人	411 人	401 人	372 人
17 歳	411 人	404 人	379 人	414 人	404 人
12～17 歳合計	2,370 人	2,348 人	2,341 人	2,344 人	2,342 人
子ども人口合計	6,833 人	6,762 人	6,696 人	6,653 人	6,575 人

2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。本計画においては、市域や現在の施設の整備状況・利用状況等を考慮し、市全域を一つの教育・保育提供区域として設定します。



3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 幼児期の教育（幼稚園・認定こども園（教育））

基本目標3（1）

■実績

		R 1 年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)
市内在住、市内施設利用		728	726	690	680	659
市外在住、市内施設利用		126	107	116	96	99
合計		854	833	806	776	758
認定こども園	教育のみ	372	372	338	289	281
	教育＋預かり保育	56	67	87	117	125
幼稚園	教育のみ	376	294	283	275	248
	教育＋預かり保育	50	100	98	95	104

※市外在住、市内施設利用を含む。

■量の見込みと確保目標量

			R 7 年度 (2025)	R 8 年度 (2026)	R 9 年度 (2027)	R 10 年度 (2028)	R 11 年度 (2029)
量の見込み	認定こども園	教育のみ	219	216	210	210	208
		教育＋預かり保育	97	96	93	93	93
	幼稚園	教育のみ	193	190	185	185	184
		教育＋預かり保育	81	80	78	78	77
	合計		590	582	566	566	562
確保目標量	認定こども園		410	410	410	410	410
	幼稚園		620	620	620	620	620
	合計		1,030	1,030	1,030	1,030	1,030

※推計は、市内在住、市内施設利用のみを算出。

◆確保策

- 幼児期の教育のニーズ量の見込みは、令和7年度には590人が見込まれ、それ以降、減少していくことが予測されます。
- こうした幼児教育のニーズ量の見込みに対して、認定こども園3園（教育の定員：410人）と、施設型給付の対象としての「確認」を受けない幼稚園2園（定員620人）の定員の合計1,030人によって、ニーズ量の見込みを満たすサービス量を確保していくものとします。
- なお、市外在住で本市内の幼児期の教育施設を利用している園児数（令和5年度：99人）を加味しても、合計定員1,030人内で十分収まる範囲内のニーズ量です。

(2) 幼児期の保育（保育園・認定こども園（保育）・地域型保育事業）

基本目標3（1）

■実績

	R 1 年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)
0 歳	41	46	37	54	46
1 歳	129	140	141	135	157
2 歳	174	147	157	162	154
3 歳	145	163	139	155	145
4 歳	162	152	168	150	168
5 歳	126	167	150	174	155
保育（2号+3号）合計	777	815	792	830	825

■量の見込みと確保目標量

		R 7 年度 (2025)	R 8 年度 (2026)	R 9 年度 (2027)	R 10 年度 (2028)	R 11 年度 (2029)
量の見込み	0 歳	52	53	54	54	55
	1 歳	155	169	172	174	175
	2 歳	167	156	169	171	172
	3-5 歳	448	448	445	449	452
	合計	822	826	840	848	854
確保目標量	0 歳	52	53	54	54	55
	認定こども園	10	10	10	15	16
	保育園	30	31	32	27	27
	地域型保育事業	12	12	12	12	12
	1 歳	155	169	172	174	175
	認定こども園	48	48	48	74	75
	保育園	99	113	116	92	92
	地域型保育事業	8	8	8	8	8
	2 歳	190	190	190	190	190
	認定こども園	62	62	62	62	62
	保育園	120	120	120	120	120
	地域型保育事業	8	8	8	8	8
	3-5 歳	508	508	508	508	508
	認定こども園	93	93	93	93	93
	保育園	415	415	415	415	415
	合計	905	920	924	926	928

◆確保策

- 幼児期の保育施設としては、現在、市内には7園の公立保育園（定員 594 人）、3園の認定こども園（定員 213 人）、1園の私立保育園（定員 60 人）、2園の小規模事業所（定員 28 人）があり、定員の合計は 895 人です。
- 3～5歳の2号認定の確保目標量は 508 人で、ニーズ量に見合うサービス量を確保できます。
- 0～2歳の3号認定はこれまで増加傾向が続いており、今後も増加傾向が続くと見込まれます。
- 0歳児は、定員 49 人に対し量の見込みが上回っているため、公立保育園において保育人員の確保と空きスペースを活用し、最大 54 人確保します。令和 10 年以降は、認定こども園で量の見込みを確保し、ニーズ量を満たすだけのサービス量を確保します。
- 1歳児は、定員 148 人に対し量の見込みが上回っているため、公立保育園において保育人員の確保と空きスペースを活用し、最大 172 人のサービス量を確保します。令和 10 以降は、認定こども園で量の見込みを確保し、ニーズ量を満たすだけのサービス量を確保します。
- 2歳児は、定員 190 人に対し量の見込みが下回っていることから、ニーズ量に見合うサービス量を確保できます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策

(1) 延長保育（時間外保育）事業

基本目標2（4）

保育園の保育時間は、平日午前8時30分から午後4時30分の8時間を原則としますが、保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、一日あたり最長で11時間（午前7時30分から午後6時30分まで）とすることができます。さらに、時間外の保育が必要な人を対象に、公立保育園7園全園と認定こども園3園、私立保育園1園、小規模保育事業所2園で、午後7時までの延長保育を実施しています。

なお、延長保育（時間外保育）とは、認定を受けた時間以上の保育を受けることといいます。標準時間認定の場合は11時間を超える部分、短時間認定の場合は8時間を超える部分が、延長保育となります。

■実績

	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
利用者数(人)	212	126	124	141	142

■量の見込みと確保目標量

	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
量の見込み(人)	147	149	153	156	158
確保目標量(人)	147	149	153	156	158

◆確保策

- 計画期間中の利用実績の推移を注視しながら、ニーズ量に応じた職員配置を適宜行うことによって、ニーズ量に見合うサービスを確保していきます。

(2) 一時預かり事業

①一時預かり事業（幼稚園型）

基本目標2（4）

市内の幼稚園・認定こども園各園では、保護者の就労形態の多様化に伴う社会ニーズに対応し、保護者の就労支援と幼児が健やかに養育する環境を確保するために、在園児を対象に教育時間終了後の預かり保育を実施しています。

■実績

	R 1 年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)
延べ利用者数(人日)	14,950	16,334	17,644	22,101	25,629

■量の見込みと確保目標量

	R 7 年度 (2025)	R 8 年度 (2026)	R 9 年度 (2027)	R 10 年度 (2028)	R 11 年度 (2029)
量の見込み(人日)	25,708	26,304	26,659	27,752	28,695
確保目標量(人日)	25,708	26,304	26,659	27,752	28,695

◆確保策

- 教育＋預かり保育を利用する子どもの数は減少していく見込みですが（3（1）参照）、預かり保育の利用者数は今後も引き続き増加する見込みです。
- 計画期間中の利用実績の推移を注視しながら、ニーズ量に応じた職員配置を適宜行うことによって、ニーズ量に見合うサービスを確保していきます。

②一時預かり事業（幼稚園型を除く。）

基本目標 2（2）

保護者のパート勤務（週3回以内）や家族の病気、冠婚葬祭等様々な事情で、家庭での保育が一時的に困難になった場合、1か月につき14日を限度として未就学児を預かる非定型的保育・緊急保育（定員：15人）を認定こども園1園において実施しています。

また、保護者の育児負担の解消などのために月3回まで未就学児を預かるリフレッシュ保育（定員：6人）を公立保育園1園で実施しています。

■実績

	R 1 年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)
延べ利用者数(人日)	1,775	1,938	1,874	2,182	2,010

■量の見込みと確保目標量

	R 7 年度 (2025)	R 8 年度 (2026)	R 9 年度 (2027)	R 10 年度 (2028)	R 11 年度 (2029)
量の見込み(人日)	2,056	2,086	2,127	2,160	2,183
確保目標量(人日)	6,090	6,090	6,090	6,090	6,090

◆確保策

- 現在の一時保育事業の定員は21人（非定型的保育・緊急保育：15人、リフレッシュ保育：6人）で、年間6,090人分（21人×290日）のサービス量を確保することが可能です。
- そこで、6,090人日を確保目標量として設定し、ニーズ量の見込みに十分に対応できるだけのサービス量を確保していくものとします。

(3) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

基本目標2（2）

本制度は、保護者の就労有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できるものです。令和8年度の本格始動を前に、全国各地でモデル事業の実施や体制づくりが進められています。

■量の見込みと確保目標量

		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
0 歳児	量の見込み(人日)	—	3	3	10	10
	確保目標量(人日)	—	3	3	10	10
1 歳児	量の見込み(人日)	—	4	4	12	12
	確保目標量(人日)	—	4	4	12	12
2 歳児	量の見込み(人日)	—	3	3	12	12
	確保目標量(人日)	—	3	3	12	12

◆確保策

- 本制度は、令和7年度から地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、全ての自治体での実施が求められています。そこで、本市では令和8年度から本制度を実施することとします。
- 本制度の実施にあたっては、一時保育事業（リフレッシュ保育）との棲み分け等を考慮しながら、公立保育園と私立の保育施設とで連携して、ニーズ量に見合うサービス量を確保していくものとします。

(4) 病児・病後児保育事業

基本目標2(4)

病時期にあるために幼稚園や保育園、学校等における集団生活が困難な児童（保育園児、幼稚園児、小学校1年生から3年生まで）を日中一時的に預かる病児保育を市内の医療機関において定員2名で実施しています。

また、病気回復期にある児童（保育園児、幼稚園児、小学校1年生から3年生まで）を日中一時的に預かる病後児保育については、NPO法人が定員2人で開始しています。

■実績

	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
延べ利用者数(人日)	352	92	178	185	355

■量の見込みと確保目標量

	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
量の見込み(人日)	355	355	355	355	355
確保目標量(人日)	940	940	940	940	940

◆確保策

- 病児・病後児保育事業の利用者数は年により差があります。そこで、過去5年間でもっとも利用者数が多かった355人日（令和5年度実績）を見込み量とします。
- これに対して、定員4人、年間940人（4人×290日）の病児・病後児保育の提供が可能であり、これを確保目標量として引き続きサービスを提供していきます。

(5) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

基本目標 2（2）、（4）、基本目標 3（1）

保護者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりのため、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、子育ての援助をしたい人（援助会員）が互いに助け合う会員組織です。例えば、保護者（依頼会員）の依頼を受け、援助会員が、保護者に代わって小学校や児童館等へ児童を送迎したり、始業時間前または終業時間後に児童を預かったりするものです。依頼会員の要件は、0歳（生後43日以降）から小学校6年生以下の子どもを養育している市内在住の人です。

ファミリー・サポート・センター事業は、特定の依頼会員が多頻度で利用する年度とそうでない年度では延べ利用者数が大きく変動します。保育サービスの充実等により延べ利用者数が減少した時期もありましたが、近年は増加傾向にあります。一方、高齢化等による援助会員の退会が多くなっており、新たな援助会員を増やすための取組が必要です。

■実績

		R 1 年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)
会員数(人)	依頼会員	276	267	270	285	231
	援助会員	74	77	88	75	57
	両方会員	48	49	48	45	37
	合計	398	393	406	405	325
延べ利用者数 (人日)	就学前児童	198	130	83	164	158
	就学児童	143	161	214	306	296
	合計	341	291	297	470	454

■量の見込みと確保目標量

	R 7 年度 (2025)	R 8 年度 (2026)	R 9 年度 (2027)	R 10 年度 (2028)	R 11 年度 (2029)
量の見込み(人日)	470	470	470	470	470
確保目標量(人日)	470	470	470	470	470

◆確保策

- 過去5年間で最大470人日（令和4年度実績）の利用があり、現行の会員体制でもその数値分のサービスが提供可能であると考えられます。
- そこで、470人日を確保目標量として見込み量に見合うサービス量を確保していくものとします。

(6) 放課後児童健全育成事業

基本目標2(4)、基本目標3(2)

共働き・ひとり親家庭など、下校後に子どもの面倒を十分にみることができない家庭を対象に、家庭に代わって放課後の児童を預かる放課後児童クラブ(学童保育)を学校内の施設で行っています。

本市は、昭和46年というかなり早い時期から、地域の要望に応じて放課後児童クラブを実施しています。安全で充実した放課後を過ごせることを基本に、遊びや生活習慣の指導等、集団生活を通して子どもたちが健やかに育つよう活動しています。

本市では、国が平成26年7月に策定した「放課後子ども総合プラン」を踏まえて平成27年度に「岩倉市放課後子ども総合プラン基本方針」を策定しました。この基本方針を踏まえ、小学校の余裕教室の有効活用により岩倉東小学校と岩倉南小学校に、また、小学校敷地内における新設により五条川小学校、岩倉北小学校及び曾野小学校に、それぞれ放課後児童クラブを拡充・整備することによって、放課後児童クラブの需要拡大に対応してきました。

現在は、小学校1年生から6年生までを対象に、平日の下校時から午後7時までで事業を実施しているほか、土曜日や夏休み等の長期休業期間中などには、午前8時から午後6時までの時間帯(延長保育は午前7時30分から午後7時まで)で事業を実施しています。

また、夏休みについては、夏休み等の長期休暇期間中だけ放課後児童クラブを利用する児童が加わるために現状の施設では受け入れができないことから、児童館等他施設の利用等により平日の定員を上回る利用者数に対応しています。

■実績

		R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
通年利用 (人)	1年生	102	146	161	141	177	177
	2年生	127	91	125	144	135	166
	3年生	96	105	72	110	122	127
	4年生	55	70	78	58	86	99
	5年生	15	10	14	38	33	41
	6年生	5	10	8	9	27	24
	合計	400	432	458	500	580	634
(通年+夏休み) (人)	1年生	149	187	188	177	207	211
	2年生	180	154	171	193	187	213
	3年生	149	162	114	162	169	186
	4年生	94	126	123	103	140	143
	5年生	33	55	50	79	78	104
	6年生	12	25	22	27	52	51
	合計	617	709	668	741	833	908

■量の見込み

		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
通 年 利 用 (人)	1 年生	174	178	176	183	194
	2 年生	158	154	156	153	159
	3 年生	143	136	132	134	131
	4 年生	100	113	108	106	108
	5 年生	47	49	58	57	57
	6 年生	28	32	33	39	38
	合計	650	662	663	672	687
(夏 休 み 等 (人) (通 年 + 夏 休 み))	1 年生	206	208	203	208	218
	2 年生	202	194	194	189	194
	3 年生	211	198	191	192	187
	4 年生	145	162	153	149	150
	5 年生	120	124	143	139	138
	6 年生	62	68	71	82	80
	合計	946	954	955	959	967

■確保目標量

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
合計 (人)	500	500	500	500	500

◆確保策

①平日の見込み量と確保方策

- 定員は 500 人で、ニーズ量を大きく下回っています。
- しかしながら、通年登録していても毎日利用しない児童がかなりの人数みられることから、計画期間中を通じて定員 500 人の範囲内での受け入れで対応できる見通しにあります。
- 計画期間中の利用実績の推移を注視しながら、ニーズ量に応じた職員配置を適宜行うことによって、ニーズ量に見合うサービスを確保していきます。

②夏休み等の見込み量と確保方策

- 定員は 500 人で、ニーズ量を大きく下回っています。
- 夏休み等のニーズには対応できないため、近隣の児童館や小学校内の図書室等を臨時的に活用することによって、ニーズ量に見合うサービス量の確保に努めます。
- 計画期間中の利用実績の推移を注視しながら、ニーズ量に応じた職員配置を適宜行うことによって、ニーズ量に見合うサービスを確保していきます。

(7) 放課後子ども教室

基本目標3 (2)

本市の放課後子ども教室は、学校完全週5日制の導入に際して土曜日の子どもの居場所づくりとして開始し、毎週土曜日の午前（午前9時から正午まで）に全小学校の体育館と図書室を開放しています。

運営は、1小学校あたり数名の指導員が行っており、定期的にコーディネーターも参加する打ち合わせ会を開催して、運営プログラム等の企画調整を行っています。

■実績

	R 1年度 (2019)	R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)
1年生(人)	306	274	621	518	496
2年生(人)	424	230	819	654	535
3年生(人)	480	329	438	1,215	552
4年生(人)	351	384	296	543	747
5年生(人)	733	247	347	340	337
6年生(人)	553	404	239	385	539
合計	2,847	1,868	2,760	3,655	3,206
実施学校(箇所)	5	5	5	5	5
教室数(年)	361	262	298	381	316

■量の見込みと確保目標量

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
利用児童数(人)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
実施学校(箇所)	5	5	5	5	5
教室数(年)	300	300	300	300	300

◆確保策

- 現在、全小学校で土曜日に開催している放課後子ども教室について、引き続き5つの小学校全てで進めていきます。
- 過去5年間で1教室当たりの利用者数が最も多かった10人（令和5年度実績）を基に、年間の利用児童数3,000人を確保目標量として見込み、見込み量に見合うサービス量を確保していくものとします。

(8) 子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）

基本目標2（2）、基本目標3（1）、（3）

岩倉市民プラザ内の子育て支援センターでは、子育て中の母親の育児交流と子どもたちの仲間づくりの場として、育児広場「にこにこフロアー」を開設しています。また、育児についての相談・指導、子育てサークルの育成・支援も行っています。

「にこにこフロアー」は、公立保育園1園においても月1回開催しており、このほか、生涯学習センターと多世代交流センターさくらの家の子どもルームや、児童館、地域交流センターも、親子の居場所の一つになっています。

新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数は大きく減少しましたが、現在は少しずつ利用者数が回復しつつあります。

■実績

	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
子育て支援センター(人日)	17,309	9,330	11,697	13,425	15,033
にこにこフロアー(人日)	1,371	487	955	1,019	851
全体(人年)	18,680	9,817	12,652	14,444	15,884

■量の見込みと確保目標量

	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
量の見込み(人日)	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900
確保目標量(人日)	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900

◆確保策

- 子育て支援センターと公立保育園で開催している「にこにこフロアー」の利用者数のピークは18,680人日（令和元年度実績）であり、少なくともこれだけの利用者を受け入れることが可能であると捉えることができます。
- そこで、近年利用者が減少していることもあり、直近の15,900人日を確保目標量として掲げて、引き続き子育て支援事業を実施することによって、ニーズ量に見合うサービス量を確保していくものとします。

(9) 利用者支援事業

基本目標2 (1)、(2)、(5)

利用者支援事業は、子どもとその保護者、または妊婦等の身近な場所で、教育・保育・保健施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

令和6年度からはこども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉が連携・協働し、すべての妊産婦、子育て家庭、こどもを対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応などの相談支援を行います。

子育て支援センターでは、利用者支援員を配置し、子育てに関する情報提供や相談・助言、関係機関との連携を図るとともに、育児相談窓口を常設して、面接や電話による相談を行っています。

また、保健センターでは、生まれる前からの「い〜わ子育て応援事業」として、全ての妊婦に妊娠届出時の面接相談や電話相談支援、妊婦メール相談を実施するとともに、必要に応じ継続的な支援を行っています。出産後は、全ての産婦に電話相談支援及び新生児・乳児の訪問による支援を行っています。

こども家庭課では、特定妊婦・要支援児童・要保護児童等への支援や子ども家庭支援全般に係る業務を行っています。

■実績

	R 1 年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)
施設数(箇所)	1	1	1	1	1

■量の見込みと確保目標量

【基本型】

	R 7 年度 (2025)	R 8 年度 (2026)	R 9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み(箇所)	1	1	1	1	1
確保目標量(箇所)	1	1	1	1	1

【地域子育て相談機関】

	R 7 年度 (2025)	R 8 年度 (2026)	R 9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み(箇所)	1	1	1	1	1
確保目標量(箇所)	1	1	1	1	1

【こども家庭センター型】

	R 7 年度 (2025)	R 8 年度 (2026)	R 9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み(箇所)	1	1	1	1	1
確保目標量(箇所)	1	1	1	1	1

◆確保策

- 基本型については、引き続き子育て支援センターにおいて子育てに関する情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等の機能を強化することによって対応していきます。また、身近な相談機関として地域子育て相談機関の役割も担います。
- こども家庭センター型については、保健センター・子育て支援センター・こども家庭課が連携し、切れ目のない一体的な支援を実施します。

(10) 赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

基本目標2（2）

民生委員・児童委員、主任児童委員が赤ちゃん訪問員として、生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、地域の中で安心して子育てができるように、子育てに関する様々な不安や悩みの相談を受けたり、子育て支援に関する情報提供を行っています。

■実績

	R 1 年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)
利用者数(人日)	437	429	395	415	354

■量の見込みと確保目標量

	R 7 年度 (2025)	R 8 年度 (2026)	R 9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み(人日)	405	407	406	405	405
確保目標量(人日)	405	407	406	405	405

◆確保策

- 現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。全ての家庭を対象に赤ちゃん訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や相談に応じていきます。

(11) 養育支援訪問事業

基本目標2(2)、(5)

赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業等）により把握した養育支援が特に必要であると判断した家庭における適切な養育の実施を確保するために、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する相談、支援等を行う事業です。

■量の見込みと確保目標量

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み(人日)	73	73	73	73	73
確保目標量(人日)	73	73	73	73	73

◆確保策

- 令和5年度に本事業と同様の訪問を行った回数からニーズ量を見込みます。
- 事業の利用が必要な人が利用できるよう対応していきます。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

基本目標2(5)

本事業は、訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐものです。

なお、本事業は、平成30年度から養育支援訪問事業として実施していましたが、令和6年度から子育て世帯訪問支援事業に移行しました。

■実績

	R 1年度 (2019)	R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)
延べ利用者数(人日)	69	32	37	0	18

■量の見込みと確保目標量

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み(人日)	69	69	69	69	69
確保目標量(人日)	69	69	69	69	69

◆確保策

- 過去5年間で最大69人日（令和元年度実績）の利用があり、現行の体制でもその数値分のサービスが提供可能であると考えられます。
- そこで、69人日を確保目標量とし、訪問支援員が家事・子育て等の支援を実施することにより、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐよう対応していきます。

(13) 児童育成支援拠点事業

基本目標2(5)

本事業は、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものです。

■量の見込みと確保目標量

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み(人)	33	32	31	31	31

◆確保策

●事業の目的を踏まえ、事業の利用が必要な人が利用できるよう対応していきます。

(14) 親子関係形成支援事業

基本目標2(5)

本事業は、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図るものです。

■量の見込みと確保目標量

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み(人)	18	18	18	18	18

◆確保策

●事業の目的を踏まえ、事業の利用が必要な人が利用できるよう対応していきます。

(15) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

基本目標 2（2）、（5）

子育て短期支援事業のショートステイは、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護する必要がある場合に、7日以内を原則として、児童養護施設などにおいてその子どもの養育・保護を行う事業です。また、トワイライトステイは、共働きや残業などで帰宅が遅く家庭における子どもの養育が一時的に困難となった時に、おおむね6月以内の間、児童養護施設などにおいて夜間に子どもを預かる事業です。

どちらの事業も市内では実施していません。また、利用実績もありますが、必要になった時は市外の児童養護施設などで対応していくことになっています。

■実績

	R 1 年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)
延べ利用者数(人日)	0	0	0	0	0
施設数（箇所）	1	1	1	1	1

■量の見込みと確保目標量

		R 7 年度 (2025)	R 8 年度 (2026)	R 9 年度 (2027)	R 10 年度 (2028)	R 11 年度 (2029)
量の見込み	延べ利用者数(人日)	21	21	21	21	21
	施設数（箇所）	4	4	4	4	4
確保目標量	延べ利用者数(人日)	21	21	21	21	21
	施設数（箇所）	4	4	4	4	4

◆確保策

- これまでの利用実績はありませんが、令和7年度から委託先を3箇所増やし、利用が必要な人が利用できるよう対応していきます。

(16) 妊婦健康診査

基本目標 2 (1)

妊娠中の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査が 14 回（多胎妊婦は 19 回）分公費で受診できる受診票を発行するとともに、妊婦健康診査の受け方や健康管理について保健指導し、健康診査の受診を促進しています。

■実績

	R 1 年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)
利用者数(人日)	469	432	440	417	399
うち多胎件数(人日)	3	6	7	7	4

■量の見込みと確保目標量

	R 7 年度 (2025)	R 8 年度 (2026)	R 9 年度 (2027)	R 10 年度 (2028)	R 11 年度 (2029)
量の見込み(人日)	400	402	401	400	400
確保目標量(人日)	400	402	401	400	400

◆確保策

●現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定であり、全ての対象者に対して健康診査の受診を促進していきます。

- ・実施場所 医療機関等委託による妊婦健康診査
- ・実施体制 母子健康手帳交付時に受診票を発行
- ・検査項目 国の示す標準的な検査項目
- ・検査回数 14 回（多胎妊婦は 19 回）
- ・その他 委託医療機関等以外の受診は、扶助費で対応

(17) 妊婦等包括相談支援事業

基本目標 2 (1)

妊婦のための支援給付（出産・子育て応援金）に合わせて、伴走型相談支援として、妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、妊娠・出産や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

■量の見込みと確保目標量

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み(回)	1,200	1,206	1,203	1,200	1,200
確保目標量(回)	1,200	1,206	1,203	1,200	1,200

◆確保策

- 0歳児の推計人口から多胎妊娠推計件数を差し引いた数を対象者数とし、1組当たりの面談回数を3回として面談回数を見込みます。
- 現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。保健センターの保健師等が、全ての対象者に対し、伴走型相談支援を実施していきます。

(18) 産後ケア事業

基本目標 2 (1)

本事業は、産後4か月（訪問型は産後1年）未満の母親とその乳児で、出産後、自宅に帰っても手伝ってくれる人がいない、お産と育児の疲れから体調がよくないなど、支援が必要な人を対象に実施しています。医療機関等でケアを受ける宿泊型と通所型、自宅に訪問した助産師からケアを受ける訪問型があります。

■実績

	R 1年度 (2019)	R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)
延べ利用者数(人日)	0	2	2	9	23
延べ利用日数(日)	0	14	13	29	55

■量の見込みと確保目標量

	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み(人日)	114	126	139	153	169
確保目標量(人日)	114	126	139	153	169

◆確保策

- 委託医療機関等の確保に加えて、里帰り先の医療機関等での産後ケア事業の利用に対し助成を行います。
- 現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。

(19) 実費徴収に係る補足給付事業

基本目標 2 (3)、(5)

本事業は、幼児教育・保育の無償化にあたり、幼稚園に通う子どもが当該施設から食事の提供を受けた場合において、その保護者が支払うべき食事の提供に係る実費徴収額に対して、世帯の所得の状況等を勘案して、市がその一部を補助する事業です。

幼稚園に子どもを通わせている保護者のうち、生活保護世帯、年収 360 万円未満相当世帯及び第 3 子以降の子どもについて実費負担分を援助します。

なお、本市では、国の基準である副食費部分に加えて、独自に主食費部分に対しても補助しています。

■実績

	R 1 年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)
利用者数 (人)	39	52	46	53	48

■量の見込みと確保目標量

	R 7 年度 (2025)	R 8 年度 (2026)	R 9 年度 (2027)	R 10 年度 (2028)	R 11 年度 (2029)
量の見込み (人)	53	53	53	53	53
確保目標量 (人)	53	53	53	53	53

◆確保策

- 令和 4 年度の実績である 53 人を見込み、実費負担分を援助していくものとします。

(20) 多様な事業者の参入促進・能力開発事業

基本目標 3 (1)

本事業は、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築したり、就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者に対して利用料の一部を助成することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

◆確保策

- 国が示す基準等をもとに、対象事業者等への適切な支援を実施できるよう検討していきます。

5 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進に関する体制確保

(1) 認定こども園の普及

基本目標3(1)

本市では、平成23年度に「就学前児童の幼稚園と保育園のあり方基本方針」を策定し、3歳未満児の待機児童の解消や、幼児教育の持続性の確保、さらには、次代を担う子どもの心豊かでたくましい育ちの実現を図るため、岩倉型の幼保連携を進め、幼稚園教諭と保育士の合同研修を実施する等公立と私立の施設が一体的で質の高い幼児期の教育・保育の提供を進めてきました。

また、岩倉型の幼保連携の一環として、民間経営による認定こども園の開設を促進し、平成27年3月までに計3園が開園されるに至っています。

幼児期にある子どものいる保護者をはじめとした市民に対して、認定こども園としての質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供、地域の子育て支援の役割や、保育園や幼稚園との違い等について、広報紙や利用者支援事業等を通じて十分に周知していくよう努めます。

(2) 認定こども園・幼稚園・保育所の連携

基本目標3(1)

岩倉型の幼保連携と公立と私立のベストバランスによる質の高い幼児期の教育・保育の提供を実現するため、引き続き、幼稚園教諭と保育士の合同研修や、利用者支援事業の合同会議等での情報共有、保育園と幼稚園・認定こども園の園児交流等の充実に努めます。

(3) 岩倉型幼保小連携の推進（認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との円滑な接続の推進）

基本目標3(1)

園児と小学校児童との交流活動、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等と小学校教師との合同研修会や研究会の開催、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等による小学校の授業参観、小学校教師による教育・保育施設の保育参観、接続を意識したカリキュラムの作成など、保育園・幼稚園・認定こども園と小学校との交流・連携に努めます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

基本目標2（3）

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化にあたり、認定こども園（教育部）で預かり保育を利用する人、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する人、保育の必要性があつて認可外保育施設等を利用する人は、無償化にあたって、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

保護者にとってのわかりやすさや利便性を考慮しつつ、各利用施設の協力のもと申請書類の取りまとめを依頼するものとします。また、過誤請求・支払いの防止に努めつつ、施設等利用給付の公正かつ適正な支給を行います。

給付申請手続きにおいては、預かり保育利用者や幼稚園利用者に係る子育てのための施設等利用給付の給付申請は、当該利用者が主に利用している施設に取りまとめを依頼することで利用者の利便性向上を図ります。また、過誤請求・支払いの防止に努めつつ、施設等利用給付の公正かつ適正な支給を行います。

その他の認可外保育施設等に係る子育てのための施設等利用給付申請については、各施設の状況や申請の実態を踏まえ、検討することとします。

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、できるかぎり子ども自身の意見を聞き、参画を促します。

また、庁内関係各課と連携して、計画的に、分野横断的な施策に取り組みます。さらに、子どもに関する事業者、学校、企業、市民、専門家等と連携して、幅広く意見を取り入れながら取組を広げていきます。

計画の推進にあたっては、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応しながら、新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課において毎年度施策の進捗状況を調査し、把握します。その進捗状況等を岩倉市子ども・子育て会議において報告し、点検、評価を得て、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。なお、計画内容については、必要に応じて見直すこととします。

